

2020年度ふるさと再発見プログラム
調査研究事業委託業務実施要領

地域振興部
きてみて住んで課
(2020年6月)

ふるさと再発見プログラム調査研究事業委託業務実施要領

1. 目的

この事業は、加西市民や事業者、団体等が市内の歴史、文化、産業などの地域資源を掘り起こし、その資源を活かして、市外のファンを巻き込みながら、ふるさと納税返礼品づくりを進める事で、市民のシビックプライドを醸成し、もって、税収増や地域活性化に寄与する事を目的としています。

なお、本業務の遂行にあたっては、住民や事業者間の相互調整など専門的知識や経験を要する事から、受託事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式で実施します。

2. 件名

ふるさと再発見プログラム調査研究事業委託業務

3. 業務内容

別紙仕様書のとおり

4. 応募資格

- (1) 加西市の入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する結核条項に該当しないこと。
- (3) 募集開始日から契約締結日までの期間において、加西市指名停止基準（平成6年訓令第23号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始申立、または民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (5) 参加者の住所地の区分に応じ、次に定める地方税及び消費税並びに地方消費税を完納していること。
 - ・加西市内 市税等及び消費税並びに地方消費税
 - ・加西市外 消費税及び地方消費税
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

5. 委託上限額

2,200,000円（消費税、地方消費税込み）

契約額が予算の範囲内で仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額とします。なお、見積額が、上限額を越えた事業者は選定されません。

6. 履行期間

契約の日から令和3年3月31日まで

7. 契約方法

総価契約

8. 事業提案内容

- (1) 地域資源調査と返礼品開発のためのマーケティング
- (2) 市民提案型返礼品のアイデア公募及び選定
- (3) アイデアの実現に向けた返礼品提供事業者とのマッチング事業
- (4) 返礼品の商品化及びPRイベントの実施

(1)～(4)を実施する事により、次年度以降の自走型返礼品づくりの住民体制の基盤を構築します。

※年間3品以上の新規返礼品登録を希望

9. 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとします。

- (1) 参加表明書（別記様式1）
- (2) 登記事項証明書（現在事項証明書）
- (3) 業務実績書（別記様式2）
- (4) 誓約書（別記様式3-1、3-2）
- (5) 納税証明書（消費税等 その3の2又はその3の3）
- (6) 企画提案書（7部（正本1部を含む。）様式自由、ただし、A4版で作成してください。

10. 企画提案書の作成要領

企画提案書は、次に定めるところにより作成し、正本を含め7部提出するものとします。

- (1) 企画提案書は、仕様書に記載された業務を行うにあたってのコンセプト、手法、方向性、発展性など、特徴的な内容を記載してください。（様式自由、ただしA4版で作成してください。）
- (2) 工程表（様式自由、ただしA4版とする。）
仕様書に基づき、想定されるスケジュールを記してください。
- (3) 業務実施体制（様式自由）
- (4) 見積書

業務のそれぞれの内容について、内訳がわかるように見積書を作成してください。また、金額は税抜きとし、税込み額を括弧書きしてください。

(5) 不明な点がある場合の質問書（別記様式4）

質問書の提出は、電子メールによるものとし、提出期限は、令和2年6月15日（月）午後5時までとします。

提出された質問に対する回答は、2日以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、加西市ホームページにて公表します。

(<http://www.city.kasai.hyogo.jp/04sise/11osir/osir2004/osir200406a.htm>)

1 1. 参加表明書類及び企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和2年7月1日（水）午後5時必着

(2) 提出場所

〒675-2395

加西市北条町横尾1000番地 地域振興部きてみて住んで課

TEL 0790-42-8764 FAX 0790-43-1802

E-mail furusato-tax@city.kasai.lg.jp

(3) 提出部数 各1部（ただし、企画提案書は正本を含め7部とする。）

(4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限までに必着）

なお、郵送の場合は、必ず電話にて受領を確認してください。

1 2. プレゼンテーション審査

企画提案に係るプレゼンテーション審査を次のとおり実施します。開始時間等の詳細については、参加表明書等の提出期限後に通知します。

(1) 日 程 令和2年7月13日（月）（開始時間は後日通知）

(2) 会 場 加西市役所4階入札室

(3) 出席者 企画提案のプレゼンテーション及び質疑応答を行うものとします。

(4) プレゼンテーションの時間は20分程度以内、質疑応答10分程度以内とします。

プレゼンテーションに使用するプロジェクター、スクリーン、RGBまたはHDMIケーブル及び電源は、本市が用意します。（当日の資料追加不可）

1 3. 応募期間

令和2年6月1日（月）～7月1日（水）の午前9時～午後5時。（ただし、土日祝日は除く。）

1 4. スケジュール

令和2年6月1日（月） 事業者募集開始

令和2年6月15日（月）質問受付締め切り

令和2年7月1日（水）応募締め切り

令和2年7月13日（月）プレゼンテーション審査

令和2年7月16日（木）契約候補者の決定

令和2年7月21日（火）契約

15. 審査委員

別に定める「ふるさと再発見プログラム調査研究事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、審査委員会を設け審査します。

16. 審査方法

契約候補者等の選定については、「別紙1 評価基準表」により、契約候補者を決定し、プロポーザル選定結果通知書（別記様式5号）にて通知いたします。

17. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、理由を問わず返却いたしません。
- (3) 採用された企画提案書は、委託事業者と協議の上、業務内容を変更する事ができます。

18. 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合には、失格とします。

- (1) 実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

19. 附則

この要領は、公示日から施行します。

(別記様式1)

令和 年 月 日

加 西 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

⑩

代表者職氏名

プロポーザル参加表明書

当社は、次の業務のプロポーザルについて、企画提案者に求められる参加資格要件を満たしていることを確約し、関係書類を添えて参加を表明します。

業 務 名： ふるさと再発見プログラム調査研究事業業務委託

添付書類

- 1 会社概要（パンフレットなど任意）
- 2 登記事項証明書（現在事項証明書）
- 3 業務実績書（別記様式2）
- 4 誓約書（別記様式3-1、3-2）
- 5 納税証明書（消費税等）（その3の2又はその3の3）
- 6 企画提案書

（【7部（正本1部を含む）】様式自由、ただし、A4版とする。）

業務実績調書

所在地

商号又は名称

⑩

代表者職氏名

地方公共団体等における同様業務の受注実績

件名	
委託者	
履行期間	
業務概要	
特質すべき成果	

件名	
委託者	
履行期間	
業務概要	
特質すべき成果	

件名	
委託者	
履行期間	
業務概要	
特質すべき成果	

※1 過去5年間（平成27年度以降）の実績を記入してください。

(別記様式 3 - 1)

年 月 日

加西市長 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法人名
代表者名 〕

印

誓 約 書

公募型プロポーザル参加申請を行うにあたり、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく資格制限に該当しないこと及び募集要領に定められた資格要件を満たしていることを誓約いたします。

誓 約 書

契約者に選定されたときは、下記 1 の市発注委託業務契約（以下「本業務契約」という。）の締結に当たり、加西市暴力団排除条例（平成 24 年加西市条例第 1 号。以下「条例」という。）を遵守し、加西市が締結する契約からの暴力団及び暴力団員排除に協力するため、下記 2 のとおり誓約する。

なお、発注者が本誓約書写し及び下記 2（8）の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること並びに発注者が警察署長に下記 2（1）及び（2）に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を発注者が他の契約において暴力団及び暴力団員を排除するために利用し、又他の契約担当者若しくは市立加西病院事業管理者に提供することについて同意する。

記

1 委託業務名

ふるさと再発見プログラム調査研究事業委託業務

2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
 - ア 条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団
 - イ 条例第 2 条第 2 号で規定する暴力団員
 - ウ 条例第 2 条第 3 号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) この委託業務の一部について締結する契約及びその他この契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者とししないこと。
- (3) 下請契約等の受注者（一次以下のすべての下請契約等の受注者を含む。以下同じ。）が当該者を発注者とする下請契約等を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者とししないよう指導し、二次以下の下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を発注者に報告するとともに、当該下請契約等の発注者に対しその者を当該下請契約から排除するよう要請すること。
- (4) 受注者は前 3 号のほか本業務契約書の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (5) 受注者は、下請契約等の受注者から、本誓約書に準じた発注者に対する誓約書を各下請契

約書等の締結後、直ちに提出させ保管し、当該誓約書を本業務契約書の規定による業務が完成した旨の通知をする時まで提出すること。

- (6) 受注者は、下請契約等の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約等の受注者が応じないときは、その旨を発注者に報告すること。
- (7) 発注者が第5号により下請契約等の受注者から提出させて保管することとした誓約書を提出するよう求めたときには、直ちに提出すること。
- (8) 発注者が受注者又は下請契約等の受注者が暴力団及び暴力団員等に該当するかを確認するために、その役員等（受注者又は下請契約等の受注者が、個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務契約をする事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者はその役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
- (9) 受注者は、本業務契約の履行に伴い、暴力団及び暴力団員等から指定管理業務の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、発注者に報告し、又は警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。下請契約等の受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合も、同様とする。

年 月 日

加 西 市 長 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

[法人名
代表者名]

印

加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員（法第9条第15号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的

に経営に関与している事業者

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者

ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

（ア） 自己若しくは自己の関係者が利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用する行為

（イ） 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

（ウ） （ア）又は（イ）に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ アからウまで掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、この相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

（４） 省略

(別記様式4)

質問及び回答書（ふるさと再発見プログラム調査研究事業委託業務に係るプロポーザルの問い合わせについて）

質問者氏名：

No.	質問内容	回答
1		
2		
3		
4		
5		

(別記様式6)

年 月 日

様

加西市長

印

プロポーザル選定結果通知書

貴団体（法人）より申請のあった企画提案書について審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 業 務 名 ふるさと再発見プログラム調査研究事業委託業務

2 選 定 結 果 ① 契約候補者に選定する
② 選定しない

(理由)

プロポーザル選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査の結果、高い評価を得た他の企画提案者を選定したため。

※ 結果の可否により①又は②を記載する。

3 契約候補者

4 提案者の順位と得点

順 位	1	2	3	4	5
名 称		A 社	貴社	B 社	C 社
得 点					

5 そ の 他

企画提案が採用されなかった方は、不採用となった理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、年 月 日までに所管課へ、その旨を記載した書面を提出してください。

[連絡先]

部署

担当者

電話

FAX

E-mail

(別紙1)

評価基準表

評価項目	評価の着目点	配点	評価点				
			A (10)	B (8)	C (6)	D (4)	E (2)
1 企画内容	事業目的を十分理解した提案がなされているか。	15	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
2 実効性のある資源調査及び巻き込み型の体制づくり	市民や市外ファンなど多様な層を巻き込み関係者ネットワークづくりを進め、自走可能な地域資源発掘及びリノベーション型の市民提案の仕組みづくりが図られるか。	25	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
3 事業者のスキルアップ	提供事業者の発掘と育成が図られ、多様なマッチングが図られるか。	25	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
4 実施体制	業務遂行に必要な実績があり、必要なスタッフや設備等を確保した体制が整っているか。	15	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
5 スケジュール	業務のスケジュール、実施フローは具体的で実現性は高いか。	10	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
6 見積価格	10×最低価格※/見積価格 ※ 提案者の中で最も低額の価格	10					
	合計	100					

各評価項目に対応する記述がない場合は評価しない。(0点とする)